

事業主のみなさまへ 企画競争型認定の結果について

平成28年6月9日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

平成28年度第1四半期の障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バスの購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成28年3月1日から平成28年3月14日までの申請受理期間に公募し、受理された37件について審査を行った結果、以下のとおり、23件を認定しました。

今回、評価点1点以上のものをすべて認定しても第1四半期の予算の範囲内であったため、すべて認定（総額約1千1百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

なお、企画競争型認定の対象となる助成金は、予算の範囲内で認定するため、今回認定となった事例と同種の取組みを行った場合であっても、今後の企画競争で必ず認定されるとは限りません。

1 結果

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 第1種作業施設設置等助成金 | 36件のうち認定23件 |
| (2) 障害者福祉施設設置等助成金 | 1件のうち認定0件 |

※ 第2種作業施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、通勤用バスの購入助成金、通勤用自動車の購入助成金の認定申請はありませんでした。

2 概要

《認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○トイレの新設、スロープ設置（附帯施設）

【身体障害者（両上肢機能・両下肢機能障害）[中途障害]】

対象障害者は、歩行に障害があったため、雇入れの際に（約4年前）同助成金を活用して、社内を移動しやすいよう手すりの設置工事を行っている。

半年ほど前、対象障害者が両膝・両股関節の手術を受け、リハビリ期間を経て、車椅子を使用して職場復帰することとなった。しかし、会社の玄関には段差があり、また、社内に車椅子のまま使用できるトイレがないことから、段差解消のため玄関にスロープを設置し、車椅子のまま使用できるトイレを新たに設置するという申請が提出された。

対象障害者は、雇入れからすでに6か月を経過しているが、障害の重度化が認められ、職場復帰から6か月以内であること、また、車椅子使用者のために段差を解消し、車椅子用トイレを設置することは、対象障害者の障害特性に配慮し、雇用の継続のために必要と認められるため認定した。

○トイレの改修（附帯施設）

【身体障害者（両下肢機能障害等）】

両下肢機能に障害があり車椅子を使用している対象障害者のため、車椅子のままでも使用できるよう、十分なスペースを確保した専用トイレを設置するとともに、腕や手指にも障害があることから、軽い力で開くドアとシャワー付き温水便座を設置するという申請。対象障害者の障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

○玄関のスロープ設置、カーポート付き駐車場の設置（附帯施設）

【身体障害者（肢体不自由）】

肢体不自由により車椅子を使用している対象障害者のため、事務所玄関の段差を解消するスロープと手すりの設置、玄関ホールを拡張する工事を行い、あわせて、事務所に隣接した駐車場から事務所玄関までの通路に屋根を設置することで、雨天時でも濡れることなく通勤ができるようにするという申請。

車椅子使用者のために、段差を解消し、駐車場から事務所玄関までの通路に屋根を設置することは、障害特性に配慮したものと認められるため認定した。

○拡大読書器、画面読み上げソフトの整備（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）[中途障害]】

対象障害者は、営業職として勤務していたが、病気のため手術を受け、長期療養後、視力が低下し障害者となった。障害により営業職としての職場復帰は困難であることから、事務職に職種転換させ、資料（紙及び電子媒体）をシステムに入力する業務に就くこととなり、視覚障害により紙媒体の資料を読むための拡大読書器、データの入力作業のための画面読み上げソフトが必要となったため、これらの機器を整備するという申請が提出された。

拡大読書器、画面読み上げソフトは市販品ではあるが、障害者のために開発された機器・ソフトであり、障害特性による就労上の課題を解決し、雇用の継続のため必要と認められるため認定した。

○据置型拡大読書器の整備（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）】

視覚障害のある対象障害者は、老人ホームにおいて、機能訓練指導員として施設利用者

にあん摩・マッサージを行っているが、施術記録、報告書の作成などの事務も行うことから、書類作成の際に必要な拡大読書器を購入するという申請が提出された。

対象障害者は、雇入れからすでに6か月を経過しているが、現在機構から就労支援機器として拡大読書器の貸出を受けており、貸出申請を雇用後6か月以内に行っており、貸出期間の終了にともない、拡大読書器を購入することは、雇用継続のために必要であると認められるため認定した。

○画面拡大ソフト、拡大読書器、画面読み上げソフトの整備（作業設備）

【身体障害者（視覚障害）】

視覚障害のある対象障害者は、総務部門において、人事、給与などの業務を担当し、データ化されていない資料、PDFデータ、イントラネットのデータなど、種々のソフトで作成された細かい資料を確認し、複数のソフトを使用して資料を作成している。これら複数のファイル形式を扱うにあたっては、1種類の画面読み上げソフトだけでは対応できないため、複数の画面読み上げソフト、拡大読書器および画面拡大ソフトを設置するという申請が提出された。

申請された画面読み上げソフト、画面拡大ソフト、拡大読書器はすべて市販品であるが、障害者のために開発された機器・ソフトであり、障害特性による就労上の課題を解決するために必要と認められるため認定した。

《一部を認定した例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○エレベーターの改修（附帯施設）

【身体障害者（肢体不自由）】

車椅子を使用する対象障害者が勤務場所である事務所の2階に移動するために使用しているエレベーターは、操作ボタンの位置が高く、また、入口に段差があることに加え、車椅子で方向転換ができるだけのスペースがないなど、1人で使用することが困難だった。そのため、操作ボタンを低い位置に設置するとともに、乗り降りをしやすくするためエレベーター内に鏡を設置し、入口の段差を解消する工事を行うという申請が提出された。

対象障害者が1人で使用できるようエレベーターを改修することは障害特性に配慮したものと認められるため認定した。ただし、対象障害者の勤務場所は2階であることから、それ以外のフロア（会議室などがあるフロア）の操作ボタン工事は対象外とした。

○玄関の手すり、スロープの設置（附帯施設）

【身体障害者（肢体不自由）】

車椅子を使用する対象障害者のために、玄関に手すりとしすロープを設置する申請。車椅子使用者のために手すりやスロープを設置することは、障害特性に配慮したものと認めら

れるため認定した。

なお、夕方以降に外出先から戻った際、事務所の玄関先が暗いため、人感センサー付きの照明を設置するという内容も申請に含まれていたが、対象障害者の障害特性にかかわらず、すべての従業員に必要な措置であることから、人感センサー付きの照明は対象外とした。

《不認定とした例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○来客報知、呼び出し報知システムの設置（作業設備）

【身体障害者（聴覚障害）】

事業を行うために必要な設備

対象者障害者は、障害者の就労継続支援事業を行う施設が運営するカフェにおいて業務を行っている。聴覚障害があるためにカフェの来客からの呼びかけを音で認知することができないため、呼び出し報知システムを設置したいという申請。申請された設備は、施設の利用者である聴覚障害者にとっても必要な設備であることから、事業主が本来の事業を行うために必要な設備であるため不認定とした。

○マッサージベッド等の導入（作業施設）

【身体障害者（視覚障害）】

本業を運営するために必要な設備

現在サービス業を営んでいる店舗内に、新たなサービスとして、視覚障害者を雇用してマッサージ業を行うための設備（電動ベッド、赤外線治療器など）について申請があった。申請された設備は、マッサージ業を行う上で本来必要な設備であるため不認定とした。